

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
休日は、
翌日、
がとる)

目 次

◇ 規 則 敬老年金助成条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定

飼料の試験の結果の概要

土地改良事業計画の適否の決定 (十件)

土地改良事業計画の認可

土地改良事業計画の変更の適否の決定

保安林の指定

保安林の指定の解除予定 (五件)

◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

◇ 教委告示 鳥取県立高等学校募集生徒数

◇ 公 告 鳥取県の職員の給与等の状況の公表

准看護婦試験の実施

規 則

敬老年金助成条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
をここに公布する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第八十号

敬老年金助成条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

敬老年金助成条例の一部を改正する条例 (昭和五十六年十月鳥取県条例第三十三号) 第二条の規定の施行期日は、昭和五十七年一月一日とする。

告 示

鳥取県告示第千二百八十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 (昭和三十二年法律第四十一号) 第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則 (昭和三十二年厚生省令第八号) 第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日

名 称

所 在 地

昭和五十六年十二月十八日

中尾 医院

気高郡鹿野町大字今市二〇四〇一

鳥取県告示第千二百八十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十六年十一月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

| 製造事業場の名称及び所在地 | 収 去 場 所 | 飼 料 の 名 称 | 製 造 年 月 日 | 試 験 結 果 の 概 要 | | | | | | | | | | 備 考 | | | | | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|----------------------------|-----------|---------------|------|-----|------|-------|------|-------|-------|-------|---|-----|---|---|---|---|--------------|----|
| | | | | 粗たんぱく質 | 粗脂肪 | 粗繊維 | 粗灰分 | カルシウム | リン | 発生性窒素 | 水溶性窒素 | 消化性窒素 | D | | C | P | T | D | N | ME |
| 広島市 船入精工株式会社 船入工場 社広島工場 | 西伯郡中山町田中168-3 船入飼料株式会社 鳥取流通センター | 肉牛用蛋白 サプリメントB-32 | 56.10 | 33.4 | 3.2 | 7.2 | 14.3 | 3.39 | 0.67 | | | | | | | | | | カルシウム0.98%不足 | |
| | | 二種混合（中割） | 56.10 | 10.0 | | | 2.0 | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市 日本農産工業株式会社 神戸工場 | 米子市米原665-7 塩冶飼肥料商店 | イリフネは乳期用代用乳 カーフミルク特A | 56.10 | 26.7 | 11.4 | 0.3 | 7.3 | 0.90 | 0.80 | | | | | | | | | | | |
| | | イリフネ子豚用配合飼料 イリフネ子豚用配合飼料 | 56.10 | 16.0 | 3.9 | 2.6 | 5.6 | 0.99 | 0.67 | | | | | | | | | | | |
| | | イリフネ子豚用配合飼料 イリフネ子豚用配合飼料 | 56.10 | 14.9 | 4.6 | 5.9 | 5.2 | 0.76 | 0.64 | | | | | | | | | | | |
| 神戸市 日本農産工業株式会社 神戸工場 | 米子市米原665-7 塩冶飼肥料商店 | イリフネ子豚用配合飼料 イリフネ子豚用配合飼料 | 56.10 | 22.2 | 7.9 | 2.5 | 4.7 | 0.89 | 0.67 | | | | | | | | | | | |
| | | イリフネ子豚用配合飼料 イリフネ子豚用配合飼料 | 56.10 | 19.4 | 6.1 | 2.5 | 5.0 | 0.77 | 0.60 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|-------|------|-----|-----|-----|------|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 神戸市 近畿くみあい飼料株式会社 本社工場 | 米子市昭和町 農業経済連合会 協同組合倉庫 米子支所倉庫 | くみあい標準配合飼料 キソクヒーソット前期 | 56.11 | 14.6 | 4.2 | 5.9 | 6.2 | 0.93 | 0.64 | | | | | | | | | | | | |
| | | くみあい標準配合飼料 キソクヒーソット後期 | 56.11 | 13.2 | 4.2 | 3.7 | 4.8 | 0.70 | 0.52 | | | | | | | | | | | | |
| | | くみあい配合飼料 ヒダゴールドB | 56.10 | 17.4 | 4.5 | 2.5 | 4.6 | 0.70 | 0.59 | | | | | | | | | | | | |
| | | くみあい配合飼料 肉牛用ペレット | 56.10 | 13.0 | 3.2 | 3.3 | 5.5 | 0.85 | 0.52 | | | | | | | | | | | | |
| | | くみあい配合飼料 ヒダゴールド エクストラ | 56.10 | 17.1 | 4.6 | 2.9 | 5.1 | 0.77 | 0.60 | | | | | | | | | | | | |
| | | 日清印肉牛用配合飼料 肉牛粗粒後期 | 56.11 | 12.8 | 3.3 | 5.1 | 5.1 | 0.78 | 0.55 | | | | | | | | | | | | |
| | | 日清印若牛用配合飼料 肉牛粗粒育成 | 56.11 | 15.2 | 3.1 | 5.9 | 5.9 | 0.78 | 0.63 | | | | | | | | | | | | |
| | | 日清印成鶏用配合飼料 サンルー | 56.11 | 16.7 | 3.7 | 3.6 | 9.9 | 2.83 | 0.67 | | | | | | | | | | | | |
| | | 日清印子豚用人工乳 サニエコロナード | 56.11 | 18.4 | 5.7 | 2.5 | 5.4 | 0.93 | 0.71 | | | | | | | | | | | | |
| | | 日清印子豚用配合飼料 日清ハイベーズ | 56.11 | 15.0 | 3.8 | 3.6 | 4.4 | 0.70 | 0.55 | | | | | | | | | | | | |

注 1 飼料の名称の欄中「◎」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第千二百八十三号

昭和五十六年七月二日付けで福部村から申請のあつた土地改良（山湯山地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十三日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百八十四号

昭和五十六年九月四日付けで福部村から申請のあつた土地改良（浜湯山（黒谷）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十三日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百八十五号

昭和五十六年九月四日付けで福部村から申請のあつた土地改良（多鯨ヶ池）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十三日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百八十六号

昭和五十六年九月十六日付けで福部村から申請のあつた土地改良（山湯山（溝尻）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十三日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百八十七号

昭和五十六年九月十七日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（中島地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十三日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百八十八号

昭和五十六年九月二十一日付けで赤碓町から申請のあつた土地改良（上高野地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十三日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百八十九号

昭和五十六年九月二十一日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良（上高野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十三日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百九十号

昭和五十六年九月二十五日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（二部下地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十三日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百九十一号

昭和五十六年十月十五日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（広留

地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十三日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百九十二号

昭和五十六年十月三十日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(公文地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十三日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百九十三号

北条町から申請のあつた町営土地改良(米里地区農業用排水、農道整備及び客土を一体としたもの)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月十六日認可したため、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百九十四号

昭和五十六年七月二十八日付けで郡家町から申請のあつた土地改良(上

津黒地区農道舗装)事業計画の変更については、審査した結果適当と認め
たので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三
五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八
条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十三日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定に
より、次のように保安林の指定をする。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大谷字西山二一九六の二から二一九六の四まで、二
一九六の八三

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐とする。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及
び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二百九十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十
六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡中山町羽田井字遠茶畑一四二二の二、一四二二の九（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百九十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字小林谷五四九の一四、五四九の一九、五五〇の一四、五五〇の一九、五五〇の二五、五五〇の二六、字家ノ後一五七の九、五四九の二〇、五四九の二六、五四九の二〇、五五〇の二〇から五五〇の二三まで、五五〇の二九から五五〇の三一まで、五五〇の三三、五五〇の三七、五五〇の三八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百九十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字袖小屋ヨリ門口迄九三四の一三六（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
水源のかん養
三 解除の理由
公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百九十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字野井倉字間谷一、二の六一、二の六二、二の六五（
以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、二の一四四、二の一
四六から二の一四九まで、二の一五一、二の一五二、二の一五四から二
の一五八まで、二の一六〇から二の一六三まで、二の一六五、二の一七
八、二の一八〇、二の一八二から二の一八五まで、二の一八七、二の一
八八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千三百号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷山五〇七の一、五〇七の二、五〇八
の一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表の鳥取東高等学校の項中

一、二二八人

を 一、一

七六人

に改め、同表の鳥取西高等学校の項中

一、二六〇人
二〇〇人

を

一、二二八人

一六〇人

に改め、同表の鳥取工業高等学校の項中

七六

人

を 三八人

に改め、同表の鳥取西工業高等学校の項中

二二八人

を

一九〇人

に改め、同表の八頭高等学校

の項中

一、三四四人

を

一、二六〇人

に改め、同表の智頭農

林高等学校の項中

三〇八人

を

二七四人

に改め、同

表の倉吉東高等学校の項中

八四〇人

を

七九八人

に

改め、同表の倉吉西高等学校の項中

七五六人

を

七二四

に改め、同表の倉吉産業高等学校の項中

商業科

三年

二四〇人

を

商業科

三年

二〇〇人

に改め、同

表の倉吉工業高等学校の項中

一九〇人

を

一五二人

に改め、同表の由良育英高等学校の項中

六三〇人

を

五

八八人

に改め、同表の赤碓高等学校の項中

普通学科

普通科

家庭学科

家政科

三年

三三六人

を

普通学科

普通科

三年

三年

四〇人

三七八人

に改め、同表の米子工業高等学校の項中

一九〇人

を

一五二人

に改め、同表の西部農業高等学校の項中

農芸化

| <table border="1"> <tr><th>科</th><th>産科</th></tr> <tr><td>三年</td><td>三年</td></tr> <tr><td>一一四人</td><td>一一四人</td></tr> </table> | 科 | 産科 | 三年 | 三年 | 一一四人 | 一一四人 | <p>を</p> <table border="1"> <tr><td>四六二人</td></tr> <tr><td>四〇人</td></tr> </table> | 四六二人 | 四〇人 | <table border="1"> <tr><td>一九〇人</td></tr> </table> | 一九〇人 | <table border="1"> <tr><td>四人</td></tr> </table> | 四人 | <p>に改め、同表の境水産高等学校の項中</p> | <table border="1"> <tr><th>学科</th></tr> <tr><td>三年</td></tr> <tr><td>九〇人</td></tr> </table> | 学科 | 三年 | 九〇人 | | | | | |
|---|-------|-------|--|------|----------|--|---|------|-----|--|--|--|-----|--|---|---------------------------|---|-------|-------|----|----|-----|-----|
| 科 | 産科 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三年 | 三年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一一四人 | 一一四人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 四六二人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 四〇人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一九〇人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 四人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学科 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 九〇人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>を</p> <table border="1"> <tr><th>生活科</th><th>農業科</th><th>農林畜産科</th></tr> <tr><td>三年</td><td>三年</td><td>三年</td></tr> <tr><td>七六人</td><td>三八人</td><td>七六人</td></tr> </table> | 生活科 | 農業科 | 農林畜産科 | 三年 | 三年 | 三年 | 七六人 | 三八人 | 七六人 | <p>に改め、同表の日野産業高等学校の項中</p> | <table border="1"> <tr><td>五〇四人</td></tr> <tr><td>八〇人</td></tr> </table> | 五〇四人 | 八〇人 | <table border="1"> <tr><td>二二八人</td></tr> </table> | 二二八人 | <p>に改め、同表の境港工業高等学校の項中</p> | <table border="1"> <tr><th>食品製造科</th><th>農芸化学科</th></tr> <tr><td>三年</td><td>三年</td></tr> <tr><td>三〇人</td><td>六〇人</td></tr> </table> | 食品製造科 | 農芸化学科 | 三年 | 三年 | 三〇人 | 六〇人 |
| 生活科 | 農業科 | 農林畜産科 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三年 | 三年 | 三年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 七六人 | 三八人 | 七六人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 五〇四人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 八〇人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二二八人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食品製造科 | 農芸化学科 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三年 | 三年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三〇人 | 六〇人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <tr><td>二七八人</td></tr> </table> | 二七八人 | <p>を</p> | <table border="1"> <tr><td>三〇八人</td></tr> </table> | 三〇八人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二七八人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三〇八人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <tr><td>二七</td></tr> </table> | 二七 | <p>を</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二七 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

昭和五十七年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のように定める。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

昭和五十七年度鳥取県立高等学校募集生徒数

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|----------|-----|------|---------|------|---------|-------|-------|
| 鳥取西工業高等学校 | | | | 鳥取工業高等学校 | | | | 鳥取商業高等学校 | | | 鳥取西高等学校 | | 鳥取東高等学校 | | 高等学校名 |
| 全日制課程 | | | | 全日制課程 | | | | 全日制課程 | | | 全日制課程 | | 全日制課程 | | 課程名 |
| 工業学科 | | | | 工業学科 | | | | 商業学科 | | | 家庭学科 | 普通学科 | 普通学科 | 学 科 | |
| 土木科 | 電子科 | 電気科 | 機械科 | 工業化学科 | 建築科 | 電気科 | 機械科 | 情報処理科 | 經理科 | 商業科 | 家政科 | 普通科 | 普通科 | 普通科 | 科 名 |
| 三八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 七六人 | 七六人 | 四〇人 | 四〇人 | 一六〇人 | 四〇人 | 三七八人 | 三七八人 | 募集生徒数 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----|---------|---------|--------|----------|-------|-----|-----|--------|------|--------|----------|-------|-----|-----|
| 倉吉農業高等学校 | | 倉吉西高等学校 | 倉吉東高等学校 | 青谷高等学校 | 智頭農林高等学校 | | | | 八頭高等学校 | | 岩美高等学校 | 鳥取農業高等学校 | | | |
| 全日制課程 | | 全日制課程 | 全日制課程 | 全日制課程 | 全日制課程 | | | | 全日制課程 | | 全日制課程 | 全日制課程 | | | |
| 農業学科 | | 普通学科 | 普通学科 | 普通学科 | 農業学科 | | | | 家庭学科 | 普通学科 | 普通学科 | 農業学科 | | | |
| 園芸科 | 農林科 | 普通科 | 普通科 | 普通科 | 生活科 | 木材加工科 | 林業科 | 農業科 | 家政科 | 普通科 | 普通科 | 生活科 | 食品製造科 | 園芸科 | 農業科 |
| 八〇人 | | 二二〇人 | 二五二人 | 二二〇人 | 三八人 | | 八〇人 | | 四〇人 | 三七八人 | 一六八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------------|---------|--------|----------|----------|------|-------|-----|-----|-----|----------|-------|-----|-----|-----|
| 米子高等学校 | 米子西高等学校 | 米子東高等学校 | 赤碓高等学校 | 由良育英高等学校 | 倉吉工業高等学校 | | | | | | 倉吉産業高等学校 | | | | |
| 全日制課程 | 全日制課程 | 全日制課程 | 全日制課程 | 全日制課程 | 全日制課程 | | | | | | 全日制課程 | | | | |
| 普通学科 | 家庭学科 普通学科 | 普通学科 | 普通学科 | 普通学科 | 普通学科 | 工業学科 | | | | | 家庭学科 | 商業学科 | | | |
| 普通科 | 家政科 | 普通科 | 普通科 | 普通科 | 普通科 | 土木科 | 工業化学科 | 電子科 | 電気科 | 機械科 | 家政科 | 情報処理科 | 商業科 | 生活科 | 畜産科 |
| 二一〇人 | 八〇人 | 二九四人 | 三七八人 | 一二六人 | 一六八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 八〇人 | 四〇人 | 四〇人 | 三八人 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----|-------|-----|-------|------|----------|-------|-------|----------|-----|-----|-----|-----------|-------|------|
| 境水産高等学校 | | | | 境高等学校 | | 西部農業高等学校 | | | 米子工業高等学校 | | | | 米子南商業高等学校 | | |
| 全日制課程 | | | | 全日制課程 | | 全日制課程 | | | 全日制課程 | | | | 全日制課程 | | |
| 水産学科 | | | | 家庭学科 | 普通学科 | 農業学科 | | | 工業学科 | | | | 商業学科 | | |
| 食品製造科 | 機関科 | 無線通信科 | 海洋科 | 家政科 | 普通科 | 生活科 | 食品製造科 | 農業園芸科 | 工業化学科 | 土木科 | 電子科 | 電気科 | 機械科 | 情報処理科 | 商業科 |
| 三八人 | 八〇人 | | | 四〇人 | 二五二人 | 三八人 | 三〇人 | 三〇人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 七六人 | 四〇人 | 一二〇人 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------------|---------------|----------------------------|---------------|-------------------------|---------------|-----------------|-------------|-------------------|---------------|---------------|-------|-------|
| 境 高 等 学 校 | 米 子 東 高 等 学 校 | 倉 吉 東 高 等 学 校 | 鳥 取 農 業 高 等 学 校 美 和 分 校 | 鳥 取 西 高 等 学 校 | (全日制課程 計) 五、九六〇人 | | 日 野 産 業 高 等 学 校 | 根 雨 高 等 学 校 | 境 港 工 業 高 等 学 校 | | | | |
| | | | | | 定時制課程 (夜間) | 定時制課程 (夜間) | | | | 定時制課程 (夜間) | 定時制課程 (夜間) | 全日制課程 | 全日制課程 |
| 普通学科 | 普通学科 | 普通学科 | 農業学科 | 商業学科 | 普通学科 | 農業学科 | 商業学科 | 普通学科 | 工業学科 | 商業学科 | | | |
| 普通科 | 普通科 | 普通科 | 生活科 畜産科 | 商業科 | 普通科 | 農業科 | 商業科 | 普通科 | 建築科 電子科 電気科 | 機械科 | 商業科 | | |
| 四〇人 | 四〇人 | 四〇人 | 三八人 | 四〇人 | 四〇人 | 三八人 | 四〇人 | 一二六人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 四〇人 |

(定時制課程 計) 二三八人
(合 計) 六、一九八人

公 報

鳥取県の職員給与等の状況を次のとおり公表する。

昭和56年12月22日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県の職員給与等について

1 人件費の状況 (普通会計決算)

| 区 分 | 住民基本台帳人口 (昭和56年3月31日現在) | 歳出額 (A) 千円 | 人件費 (B) 千円 | 人件費率 (B/A) % |
|--------|----------------------------|----------------|---------------|-----------------|
| 昭和55年度 | 609,031 人 | 228,405,008 千円 | 67,211,625 千円 | 29.4 |

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

2 職員給与費の状況 (普通会計予算)

| 区 分 | 職員数 (A) 人 | 給 与 費 | | | 1人当たり 給与費 (B/A) 千円 |
|--------|-----------------|--------------|-------------|-------------------|-----------------------------|
| | | 給 料 千円 | 職員手当 千円 | 期末・勤 勉手当 千円 | |
| 昭和56年度 | 11,238人 | 81,939,455千円 | 5,740,446千円 | 13,443,676千円 | 51,238千円 |
| | | | | | 4,549千円 |

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 給与費は、9月補正後の予算に計上された額であり、給与改善分(1%相当額)を含む。

3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (昭和56年4月1日現在)

| 区 分 | 一 般 行 政 職 | | 警 察 職 | |
|-------|-----------|-------|----------|-------|
| | 平均給料月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
| 鳥 取 県 | 218,457円 | 40歳7月 | 200,503円 | 35歳8月 |
| 国 | 196,235円 | 40歳0月 | 202,685円 | 40歳1月 |

| 区 分 | 小・中学校教育職 | | 高等学校教育職 | |
|-------|----------|-------|----------|-------|
| | 平均給料月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
| 鳥 取 県 | 254,186円 | 42歳4月 | 272,136円 | 44歳9月 |
| 国 | 231,723円 | 39歳4月 | 241,530円 | 40歳3月 |

4 職員の初任給の状況 (昭和56年4月1日現在)

| 区 分 | 鳥 取 県 | | | 国 |
|--------------|-------|----------------|----------|----------|
| | 決定初任給 | 採用2年経 過日給料額 | 初 任 給 | |
| 一 般 行 政 職 | 大学卒 | 97,000円 | 106,900円 | 97,000円 |
| | 高校卒 | 82,000円 | 87,200円 | 82,000円 |
| 警 察 職 | 大学卒 | 107,000円 | 123,400円 | 107,000円 |
| | 高校卒 | 92,000円 | 103,100円 | 92,000円 |
| | 大学卒 | 107,800円 | 120,000円 | 107,800円 |
| 小・中学校 教育職 | 大学卒 | 107,800円 | 120,000円 | 107,800円 |
| | 高校卒 | 86,700円 | 93,400円 | 86,700円 |
| 高等学校教 育職 | 大学卒 | 107,800円 | 120,000円 | 107,800円 |
| | 高校卒 | 86,700円 | 93,400円 | 86,700円 |

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (昭和56年4月1日現在)

| 区 分 | 一 般 行 政 職 | | | |
|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数20年 | 警 察 職 |
| 一 般 行 政 職 | 大学卒 | 162,402円 | 214,564円 | 250,088円 |
| | 高校卒 | 137,895円 | 164,002円 | 210,588円 |
| 警 察 職 | 大学卒 | 177,390円 | 221,183円 | — |

| | | | | |
|----------|-----|----------|----------|----------|
| 小・中学校教育職 | 高校卒 | 150,688円 | 191,179円 | 225,868円 |
| | 大学卒 | 183,413円 | 231,254円 | 273,073円 |
| 高等学校教育職 | 高校卒 | — | — | — |
| | 大学卒 | 183,097円 | 230,500円 | 272,276円 |
| | 高校卒 | 140,400円 | 170,273円 | 208,490円 |

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

6 一般行政職の等級別職員数の状況 (昭和56年4月1日現在)

| 区 分 | 特1等級 | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 | 5等級 | 6等級 | 7等級 | 計 |
|----------|---------------|-------------------------|--------------|-------------------|---------------------|-------------------|------------------------|----------|--------|
| 標準的な職務内容 | 本庁の部長、局長、博物館長 | 本庁の次長、委員長の事務局長、地方農林振興局長 | 本庁の課長、出先機関の長 | 本庁の課長補佐、出先機関の課長係長 | 係長、主任、高度の主任、知識を有する母 | 高度の知識を有する主事、技師、係母 | 相当高度の主任、知識を有する主事、技師、係母 | 主事、技師、係母 | |
| 職員数 | 10人 | 24人 | 254人 | 1,609人 | 201人 | 393人 | 357人 | 246人 | 3,094人 |
| 構成比 | 0.3% | 0.8% | 8.2% | 52.0% | 6.5% | 12.7% | 11.5% | 8.0% | 100% |

(注) 1 職員数とは、鳥取県の職員の給与に関する条例 (昭和26年2月鳥取県条例第3号) に基づく給料表の等級区分によるものである。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名である。

7 職員手当の状況

| 区分 | 鳥取県 | 国 |
|---------|--------------|----------|
| 期末・勤勉手当 | (昭和55年度支給割合) | |
| | 期末 | 期末 |
| | 6月期 | 6月期 |
| | 12月期 | 12月期 |
| | 3月期 | 3月期 |
| 計 | 計 | |
| | 1.4月分 | 1.4月分 |
| | 1.9月分 | 1.9月分 |
| | 0.5月分 | 0.5月分 |
| | 一月分 | 一月分 |
| | 1.1月分 | 1.1月分 |
| | 3.8月分 | 3.8月分 |
| | 69.3月分 | 69.3月分 |
| | 31.5月分 | 31.5月分 |
| | 59.4月分 | 59.4月分 |
| | 69.3月分 | 69.3月分 |
| | 21.0月分 | 21.0月分 |
| | 41.25月分 | 41.25月分 |
| | 48.125月分 | 48.125月分 |
| | 1.249千円 | 1.249千円 |
| | 21.406千円 | 21.406千円 |
| | 1.249千円 | 1.249千円 |
| | 21.406千円 | 21.406千円 |

(注) 1 期末・勤勉手当については、昭和56年度6月期、12月期支給分も同割合である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した行政職に係る職員に支給された平均額である。

8 特別職の職員の報酬等の状況 (昭和56年12月1日現在)

| 区分 | 給料月額等 |
|------|----------|
| 給知副出 | 870,000円 |
| 知副出 | 670,000円 |
| 事務長 | 570,000円 |

| | | |
|---------|------------------------------------|---|
| 報 酬 | 議 長 員 副 議 員 | 640,000円 550,000円 510,000円 |
| 期 末 手 当 | 事 務 長 知 事 長 副 知 事 長 出 納 長 | (昭和55年度支給割合) 6 月 期 1.4月分 12 月 期 1.9月分 3 月 期 0.5月分 計 3.8月分 |
| | 議 長 員 副 議 員 | (昭和55年度支給割合) 6 月 期 1.4月分 12 月 期 1.9月分 3 月 期 0.5月分 計 3.8月分 |

(注) 期末手当については、昭和56年度6月期、12月期支給分も同割合である。

保健婦助産婦看護婦法（昭和28年法律第203号）第18条の規定により、
准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和56年12月22日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時

昭和57年3月2日（火） 午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験願書の提出期間

昭和57年1月18日（月） から同月25日（月） まで（郵送の場合は、昭和57年1月25日の消印のあるものは、有効とする。）

4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。